

の案内発送に同封してくださる役者さんや、住む町の半分以上およそ一万世帯にチラシを配つて歩いた人。そのほかあたらぎりのないほど多くの努力によつてこの運動はさえられていると日々実感しています（事務局の毎日の様子、寄せられた意見などは意見広告のホームページ内ブログ「事務局だより」を日々更新しているのでごらんください）。ただ、締め切りまであと1ヶ月を切った時点でも、賛同金は2千万円強にとどまっており、目標の3千万、全国紙1紙とできるだけ多くの地方紙という目標を完全達成するのは厳しい状況にあります。また改憲手続法案（国民投票法案）の審議日程と競争のような運動展開となつておらず、事務局スタッフの中からも事務局で実務などしている場合ではなくなるかもしれない、毎日国会前に出かけなければならぬ事態になるかも知れないという声も出ています。しかし直接行動に参加できない人たちのための意見広告運動であるという原点を忘れず、自分たちにできる最大のことをしなければなりません。それ 자체は一つ、人員にも限界がありますが、改憲手続法への反対行動をバネにし、この改憲への動きを押し返すような運動の成功に向けて、全国の皆さん、ともにがんばりましょう。

（きたはら・ひろこ 市民意見広告運動事務局長）

市民意見広告運動
編 定価 1050円

14の理由

武力で平和は つくれない

私たちが改憲に反対する

最新刊

憲法を変えようという14の主張

世界の平和に九条が必要なこれだけの理由

もくじ

- 01 非武装のままで、侵略されたらどうするのか？
- 02 北朝鮮の核や中国の軍拡に備えるのは当然ではないか？
- 03 戦後日本の平和は憲法9条ではなく、安保体制のおかげではないのか？
- 04 テロが頻発しているのだからテロ対策は必要ではないか？
- 05 押しつけられた憲法を変えるのはあたりまえではないか？
- 06 家庭同様 国を守るために戸締りが必要ではないか？
- 07 子どもたちに「愛国心」を教えるのはあたりまえではないか？
- 08 国が戦死者を祀るのはあたりまえではないか？
- 09 非武装ということは、自衛隊の役割を認めないとということか？
- 10 木軍車編は沖縄県民の負担を軽減するのではないか？
- 11 国民投票法案は「立去の不作為」を解消するために必要ではないか？
- 12 専守防衛を堅持するためにも、自衛隊の海外兵員禁止を憲法に明記すべきではないか？
- 13 領土は最大の国益問題だ。ロシア・中国・韓国の横暴を制裁すべきではないか？
- 14 北朝鮮は内政・外交ともに「悪の帝国」。徹底的な制裁が必要ではないか？

■「日米平和友好条約」とは

■日本国とアメリカ合衆国との間の平和友好条約（草案）

■Q & A 意見広告運動のご紹介

憲法を大切にする人が

この本とってもわかりやすいわよ。
私の言いたいことが書いてあるから
読んでみてよ
と勧められる本。

学校の先生が

この本を参考にして、戦争や平和、
憲法のことを考えるといいよ
と子どもたちに勧められる本。

改憲が必要だと思っている人に

ぜひ読んでみて

と勧められる本！

九条実現

九条実現 国民投票実現運動
2007年1月21日 講談社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-28
TEL03(3294)3506 FAX03(3294)3509

運動の現場から

目標達成まであと一步

市民意見広告運動 事務局 北原 博子

ぐる危機的状況、マスメディアへの不信などを訴える内容とし、2月末から3月はじめまでに大量発送しました。

第6期市民意見広告運動は4月7日の賛同金締め切りが間近にせまり、いよいよ正念場を迎えてます。昨年11月の運動開始以来、様々な取り組みをしてきましたが、今回は文字通り政治情勢をにらみながらの運動展開となっています。チラシ作成時に北朝鮮の地下核実験報道があり、事務局ではすべての核保有に反対する立場をとりながら、一部の報道に惑わされがちな世論と向き合うこともありました。チラシ作成にあたっては事務局内で何度も議論を重ね、そのつど必要な修正・改訂を行なつてきました。

また、12月に改定を強行された教育基本法についても法律自身の問題点だけでなく、成立時のマスメディア報道の問題点にまで言及してチラシを改訂しました。

この間、運動開始直後勢いのあつた賛同金の入金は年が改まつたころから鈍りはじめ2月に入ると、チラシ要請の電話やファク

スも鳴りをひそめ、事務局スタッフの頭のなかで運動の成功への黄色信号が点滅を始めました。運動の成功をはかるため、事務局用語でいうところの「最後のお願い」をいつ出すか、どんな文面にするか、市民意見広告運動主催のイベントはどうするか、賛同金募集の広告をどんな媒体にだすか、そのデザインはどうするか等々が2月にはいつてからの議論と実務の大半を占めました。

◇
広告デザインは昨年同様、鈴木一誌デザイナーのご厚意で、4カ所（カトリック新聞、週刊金曜日、信徒の友、キリスト新聞）の広告を出すことができました。4カ所それぞれに違うサイズ、細かな相違など、面倒な仕事をボランティアで引き受けくださいました。鈴木事務所の皆さんには心からのお礼を申し上げます。通称「最後のお願い」は、市民意見広告運動事務局と市民の意見30の会・東京共催の講演会のお知らせも兼ねて、賛同金締め切り間際に入金が集中しないよう呼びかけるとともに、現在の憲法をめ

3月10日の講演会（本号に斎藤貴男さんとないなださんの講演内容が紹介されています）は、事務所からもほど近い千駄ヶ谷区民会館で行なわれました。参加者は二百名を超えて、二階席まで満員になる大成功でした。ここで吉川勇一さんから、7月に予定されている参議院選挙はもちろん、4月の統一地方選挙でも反改憲の立場を表明している候補者をそれぞれの自治体の議場に送ることが、改憲勢力を押さえる世論の形成に役に立つとの話がありました。澤地久枝さん、小森陽一さん、川田龍平さんから寄せられたメッセーージが読み上げられ（メッセージはホームページに載っています）、また主催者アピールとして私が、それぞれの地元に帰つてもう一度意見広告の賛同者を増やす工夫をしてほしいと訴えました。

◇
事務局スタッフとして毎日（ほぼ月曜から土曜まで）事務所に詰めていると、各地でさまざまな取り組みをしている意見広告の協力者の姿をることができます。ある人はいろいろな集会でこのチラシを広めてくれています。自分の出演する芝居